

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
及び児童福祉法に基づく千葉相談支援事業所 Guardian 運営規程
(特定相談支援事業・障害児相談支援事業)**

(目的)

第1条 一般社団法人国際支援学舎 Umbilical Cord が設置する「千葉相談支援事業所 Guardian（以下「事業所」という。）」において実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従事者が、利用者及びその保護者（以下「利用者等」という。）に対し、適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行うものとする。

2 事業の実施にあっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

3 事業の実施にあっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

4 事業の実施にあっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

5 事業の実施にあっては、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。

6 事業の実施にあっては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

7 事業の実施にあっては、前6項の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等において規定されている特定相談支援事業等の実施に関する規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1人以上

相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービス等の利用が行われるようにする。

(3) 事務職員 1人

必要な事務を行う。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：千葉相談支援事業所 Guardian（ガーディアン）
- (2) 所在地：千葉県千葉市若葉区千城台東1-4-6（坂月ビル201号）

(タウンライナーストリート千城台銀座通り商店街 ※千城台南中学校はす向い)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：原則、月曜日～金曜日までとする。
ただし、「定休日：GW・お盆・年末年始」を除く。
また「土曜日・日曜日」は、事前相談等予約のクライアント対応や非常・緊急時対応のみとする。
- (2) 営業時間：午前10:00から午後19:00までとする。
- (3) サービス提供日：原則、月曜日から金曜日までとする。
- (4) サービス提供時間：平日は原則として、①(注)10:00～13:00、②(注)13:00～16:00、③16:00～19:00となり、土日祝祭日は原則として、①(注)10:00～16:00、②16:00～19:00とする。ただし、上記(注)の時間帯は、相談支援事業等の状況により、受け付けることができない場合がある。
- (5) 上記の営業日・営業時間のほか、予約フォーム等の電磁的方法による受け付けは24時間可能にて、通話・チャット等により常時連絡及び非常・緊急時対応が可能な柔軟体制とする。

(指定計画相談支援等の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画等」という。)の作成及び評価
- (4) 訪問による継続的なモニタリング
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1) から(4)に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(計画作成対象障害者等から受領する費用及びその額)

第7条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、計画作成対象障害者等から、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

2 計画作成対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援等を行う場合には、それに要した交通費の支払いを計画作成対象障害者等から受けることができるものとする。

3 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を計画作成対象障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- (1) 通常の事業実施地域から片道10キロメートル未満 300円
- (2) 通常の事業実施地域から片道10キロメートル以上 1,000円(上限)

- 4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った計画作成対象障害者等に対し交付するものとする。
- 5 第2項及び第3項の交通費については、あらかじめ、計画作成対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画作成対象障害者等の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業所は、指定計画相談支援等を提供している計画作成対象障害者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額（若しくは児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額）の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、計画作成対象障害者等及び当該計画作成対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、千葉市、四街道市、佐倉市の全域とする。

(指定計画相談支援等を提供する主たる対象者)

第10条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 障害児
- (2) 発達障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 知的障害者

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (3) 成年後見制度の利用支援。
- (4) 苦情解決体制の整備。
- (5) 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情解決)

第12条 事業所は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス等に関する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第10条第1項又は児童福祉法第24条の3第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査

- に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第11条第2項又は児童福祉法第57条の3第3項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 5 事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第51条の27第2項及び児童福祉法第57の3の2第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 6 事業所は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
 - 7 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条の規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第13条 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
 - 3 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理）

- 第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 2 事業所は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
 - 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年1回以上
- 2 事業所は、適切な指定計画相談支援等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約に盛り込むものとする。
- 5 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 6 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 7 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人国際支援学舎 Umbilical Cord と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、令和8年2月1日から施行する。